

船舶事故調査報告書

令和3年12月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
委 員 田 村 兼 吉
委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年4月28日 07時30分ごろ～09時19分ごろの間）（死亡時刻：28日 12時00分）
発生場所	不明（北海道寿都町横澗漁港北西方沖）
事故の概要	漁船第一幸丸は、たこいさり漁の操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一幸丸、0.3トン HK3-123442（漁船登録番号）、個人所有 5.49m（Lr）×1.22m×0.39m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成4年5月
乗組員等に関する情報	船長 86歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 平成31年1月28日 （令和6年3月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 約0～0.5m、海面水温 約8～9℃、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、たこいさり漁を行う目的で、船長が1人で乗り組み、令和3年4月28日07時30分ごろ、横澗漁港を出航しているところを僚船船長によって目撃された。 僚船船長は、その後に横澗漁港を出航し、本船から100m程離れた場所で操業を行っていたものの、風が強くなってきたと感じたので、船長に声を掛けて帰航しようと思い、本船に近寄ったところ、09時19分ごろ、横澗大島照射灯の西方0.8海里（M）付近におい

	<p>て、本船が無人の状態であることに気が付き、09時24分ごろ118番通報を行った。</p> <p>船長は、巡視船、僚船等によって捜索が行われ、10時20分ごろ、横澗大島照射灯の北方4.5M付近において、固型式の救命胴衣を着用してうつ伏せの状態海面に浮いているところを発見された。</p> <p>船長は、11時00分ごろ、横澗漁港に運ばれた後、寿都町内の診療所に搬送されたものの、医師により、死亡が確認され、死亡時刻は12時00分で、死因が溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は磯船で、本船のたこいさり漁は、釣り糸にいさりと呼ばれる仕掛けを取り付けて本船後部の両舷側から海中に流し、船外機を停止して漂泊状態とし、潮の流れ等を利用していさをりを引いてたこを捕るものであった。</p> <p>船長は、ふだん、自宅と横澗漁港間を車で移動しており、07時00分ごろ～07時30分ごろ同漁港を出航していた。</p> <p>船長は、僚船船長によって目撃された際、救命胴衣、カッパ等を着用していた。</p> <p>本船は、発見された際、船外機が停止した状態で、たこが袋に入れられて舷外に吊り下げられ、いさりの釣り糸が本船後部の両舷側から海中に延びていた。</p> <p>本船は、他船と衝突したような痕跡が認められなかった。</p> <p>船長は、ふだんの作業時、携帯電話を携帯していたものの、船長が発見された際、携帯電話の携帯は確認されなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、28日07時30分ごろ横澗漁港を出航しているところを目撃された後、09時19分ごろ同漁港北西方沖において無人の本船が発見されたことから、この間において、落水したものと推定される。</p> <p>本船は、発見された際、船外機が停止した状態で、たこが袋に入れられて舷外に吊り下げられ、いさりの釣り糸が本船後部の両舷側から海中に延びていたこと、及び他船と衝突したような痕跡が認められなかったことから、たこいさり漁の作業中に船長が落水したものと考えられる。</p> <p>僚船船長は、風が強くなってきたと感じ、作業を取り止めて船長に声を掛けて帰航しようと思ひ、本船に近寄ったことから、現場海域は時化始めていたものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が横澗漁港北西方沖で操業中、風が強くなって海上が時化始めていた状況下、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルワークの低い小型の漁船で操業する者は、動揺に十分に注意して落水防止に努めること。 ・小型の漁船に1人で乗り組む船長は、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に携帯し、緊急時の連絡手段を確保すること。 ・乾舷の低い小型の漁船は、風波の影響を受けやすいので、船長は、操業中に気象及び海象の悪化が見込まれた場合、操業を中止し、可能な限り早めに帰航するよう心掛けること。

付図1 事故発生場所概略図

